

◇理事候補者選挙規程

第1条（趣旨）

この法人の理事の選任は、定款及び定款施行細則に定められたことのほかは、この規程による。

第2条（理事候補者の選出）

理事候補者は、代議員選挙で選任された次期代議員（以下「次期代議員」という。）の中から選挙により30名を選出する。

ただし、立候補者が30名以下の場合は、立候補の届出をもって理事候補者とみなす。

第3条（定数）

理事定数は、定款に基づく。

第4条（候補者資格）

理事候補者は、この法人の次期代議員でなければならない。

第5条（選挙人資格）

理事候補者選挙の選挙人は、この法人の次期代議員でなければならない。

第6条（選挙公示）

選挙期日は選挙管理委員会で決定し公示する。

第7条（立候補届）

理事候補者になろうとする者は、定められた期日までに、所定の用紙をもって選挙管理委員会に届け出るものとする。ただし、定款第26条第3項及び第4項に該当する届出については、その届出を不受理又は抽選による受理とする。

第8条（選挙手続の公示）

選挙管理委員会は、以下の事項を次期代議員に通知する。

- 1) 投票締切日
 - 2) 候補者登録名簿
 - 3) 有権者名簿
 - 4) 選出すべき理事候補者数
 - 5) 投票方法
- ① 投票は規定の投票用紙を使用し郵送による。
 - ② 無記名投票とする。

- ③ 以下の投票用紙は無効とする。
- ・ 候補者以外の氏名、他事を記載したもの
 - ・ 記載氏名を確認し難いもの
 - ・ 投票期限を過ぎてから到着したもの
 - ・ 定数を越えた氏名が記載されているもの

第9条（開票）

開票は選挙管理委員会が行う。

- 2 開票に当たっては立会人を置かなくてはならない。
- 3 有権者は開票に立ち会うことができる。

第10条（次期理事候補者の届出）

選挙管理委員会は、得票数上位の者により定数枠内の者を次期理事候補者とし、これに次点者を加え、理事長に報告する。

- 2 得票同数であるときは選挙管理委員会が立会人のもと抽選で当選者を決める。

第11条（理事候補者の補充）

理事候補者に欠員が生じた場合は、理事会に諮り補充できる。

第12条（規程の改廃）

この規程の改正又は廃止は、理事会の決議を経て行う。

付則 この規程は、平成24年6月16日より施行する。

平成24年11月15日 一部改正

平成28年 4月 9日 一部改正

平成31年 1月26日 一部改正

令和5年 3月25日 一部改正